

## 中学校「チャレンジテスト」の廃止を求める意見書

大阪府は、大阪独自の「チャレンジテスト」を2014年度に導入し、「チャレンジテスト」の結果を高校入試の評定に利用している。この「チャレンジテスト」に対して、教職員や保護者、教育関係者から以下の大きな問題点が指摘されている。

第一に、中学3年生では、実施された「チャレンジテスト」の結果を用い、各中学校の「評定の範囲」が決定される。これにより学校によって評定に差がつくことになり、高校入試が不公平になる。

第二に、中学1・2年生では、それぞれの学年の2学期末までの府内公立中学校の評定の状況と年一回の「チャレンジテスト」の結果で、大阪府教育委員会作成の「評定の範囲」により、各学校での評定の見直しを余儀なくされる。

第三に、「チャレンジテスト」によって実質上、調査書の評定が決定されることになれば、「チャレンジテスト」が入試と同様の重みをもつことになり、入試が前倒しされることになる。人格形成の場である学校が、テスト中心の学校となり、子どもたちを中学1年から過度の競争にかりたて、本来あるべき中学校教育の姿が大きくゆがめられることとなる。

これらの指摘は、大阪府の教育に対する重大な影響を懸念させるものである。

尚、文部科学省によれば、調査書は、「高等学校等の入学者選抜のための資料として作成されるものであり、生徒の平素の学習状況等を評価し、学力検査で把握できない学力や学力以外の生徒の個性を多面的にとらえたり、生徒の優れている点や長所を積極的に評価しこれを活用していくという趣旨のものです。」としており調査書の意味をなくすことにつながる。

よって、本市議会は、「チャレンジテスト」の廃止を大阪府に強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年9月28日

堺市議会

大阪府教育委員会 宛